

13 廃棄物処理施設の構造・維持管理に関する事項

廃棄物処理施設には、構造基準や維持管理基準が定められています。施設の設置者は、この基準を遵守しなければなりません。

[解説]

(1) 最終処分場に係る構造基準及び維持管理基準

P. 27～28参照

(2) 焼却施設に係る構造基準及び維持管理基準（ダイオキシン類の排出抑制）

[規則4条、4条の5、12条、12条の2、第1条の2第49項、ダイオキシン類特措法]

ダイオキシン類を削減するため、産業廃棄物焼却施設の「構造基準、維持管理基準」が強化されています。排出を抑制するためには次の事項に留意してください。

- ① 廃棄物を高温で完全燃焼させること
- ② 燃焼ガスを速やかに冷却すること
- ③ 排ガス処理を徹底すること

◇ 排ガス中のダイオキシン類の濃度基準

燃焼室の規模	新設の焼却施設	既設の焼却施設
2トン/時未満	5ng/m ³	10ng/m ³
2～4トン/時	1ng/m ³	5ng/m ³
4トン/時以上	0.1ng/m ³	1ng/m ³

* 新設：H9.12.1以降に設置されたもの

* 既設：H9.11.30以前に設置されたもの

◇ 燃え殻、ばいじん、排水中のダイオキシン類の濃度基準

燃え殻、ばいじん 3ng/g
 汚泥、排水 10pg/L

これらの基準を超えた燃え殻等は、熔融、焼成等の処理をしなければ埋立処分できません。

- ◇ ダイオキシン類濃度の測定 → 1年に1回以上測定し、基準に適合していること。
 ばい煙量等の測定 → 6か月に1回以上測定し、基準に適合していること。

◇ 構造・維持管理基準違反は、使用停止命令・改善命令等の、命令違反は罰則の対象になります。

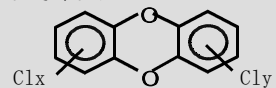
◎ ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、PCDD、PCDF、コプラナーPCBまたはこれらの混合物とされており、化学物質の合成過程や燃焼過程などで非意図的に生成され、強い急性毒性を持つことが知られており、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等広範囲にわたる毒性影響が報告されています。

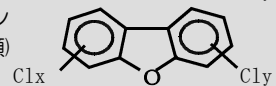
平成11年3月に「ダイオキシン対策基本指針」が策定され、また、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が定められ、環境基準の制定、総量規制の導入などが進められています。

ダイオキシン類

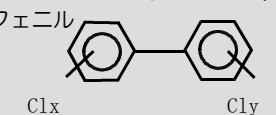
- ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD,異性体は75種類)



- ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF,異性体は135種類)



- コプラナー-ポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB, 異性体は12種類)



(3) 維持管理の徹底

[法8条の3、9条の3、15条の2の3]

廃棄物処理施設の設置者は、維持管理に関する基準や施設の維持管理に関する計画に従って適切に維持管理し、その施設の維持管理状況について、帳簿を作成し、保管しなければなりません。

また、維持管理状況を記録した帳簿を備え置くとともに、地域住民など利害関係者の求めに応じて、その帳簿を閲覧させなければなりません。（正当な理由なしに閲覧を拒んではいけません。）

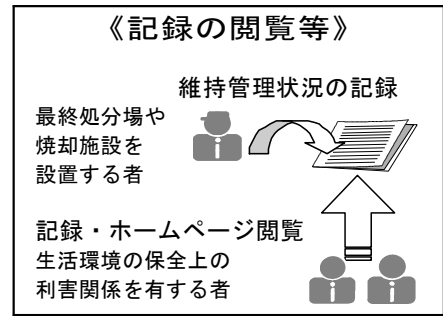
さらに、廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の適正な維持管理のために、一定の資格を有する技術管理者を置かなければなりません。なお、産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者は、産

業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

ア 記録の閲覧及びホームページでの公表

[法8条の4及び15条の2の4、規則4条の6及び12条の7の2関係]
 [法8条の3、9条の3及び15条の2の3関係]

維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き3年間閲覧に供し、かつ、ホームページで維持管理計画とともに公表する必要があります。(ただし、記録の保存期間は中間処理施設は3年間、最終処分場は施設を廃止するまでの間)



イ 記録する事項

[法8条の4及び15条の2の4、規則4条の7及び12条の7の3関係]

① 廃棄物焼却施設の場合

処分した廃棄物の種類及び量	
燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、排ガス中の一酸化炭素濃度	測定を行った位置、測定結果の得られた年月日、測定結果
冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日
排ガス中のダイオキシン類濃度 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るもの)	排ガスを採取した位置及び年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果

② 廃棄物最終処分場の場合

埋め立てた廃棄物の種類及び量	
擁壁等の点検	点検を行った年月日、損壊するおそれがあるとき認められた場合に講じた措置等
遮水工の点検	点検を行った年月日、遮水効果が低下するおそれが認められた場合に講じた措置等
放流水、周縁地下水	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果、水質悪化時に講じた措置等
浸出液処理設備の点検	点検を行った年月日、異状が認められた場合に講じた措置等
導水管の防凍の点検	点検を行った年月日、異状が認められた場合に講じた措置等
残余の埋立容量	測定を行った年月日、測定結果

(4) 維持管理積立金制度

ア 維持管理積立金制度

[法8条の5及び15条の2の4、規則4条の8及び12条の7の6関係]

最終処分場の長期にわたる適正な維持管理を確保するため、安定型産業最終処分場・管理型産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物最終処分場(国又は地方公共団体が設置するものを除く)(以下「特定廃棄物最終処分場」という。)の設置者は、埋立終了後に必要な維持管理費用をあらかじめ環境再生保全機構(以下「機構」という。)に積み立てなければなりません。

イ 維持管理積立金の手続き

[規則4条の17及び12条の7の15関係]

① 維持管理に必要な費用の報告

特定廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理の内容、維持管理に必要な費用及びその算定基礎等を、毎年度10月31日までに、知事等に報告しなければなりません。

② 積立額の通知

知事等は12月31日までに特定廃棄物最終処分場の設置者に対し積立金の額を通知し、その通知の額を機構に通知します。(機構から設置者に対し積立金を払込む金融機関名の通知があります。)

③ 積立金の払込み

設置者は通知された額を翌年2月28日まで指定された金融機関に積み立てなければなりません。

④ 積立金の取戻し

設置者は特定廃棄物最終処分場が埋立終了した後に積立金を取り戻すことができます。

14 再生利用について

排出事業者は、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、廃棄物を積極的に利用することが大切です。

排出事業者以外の者が産業廃棄物を利用するときは、環境大臣の認定等を受けて行うほか、廃棄物処理法施行細則に基づく知事の再生利用に係る**一般指定**又は**個別指定**を受けて、適正に再生利用する必要があります。

再生利用する者は、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければなりません。

【解説】

◎ 再生利用とは

再生利用とは、**廃棄物を原則として無償で譲り受け、原材料や資源として再利用**することです。再生利用を行うには、処理業の許可を受ける、環境大臣の認定を受ける、知事の指定制度を利用するなどの方法があります。

再生利用を進めるためには排出事業者自らが利用するほか、それを有効に活用しようとする者に、利用してもらうことが大切です。

なお、廃棄物を再生利用する場合も、その処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく処理基準等を遵守しなければなりません。

○ 環境大臣による認定制度

[法15条の4の2関係]

再生利用の内容、再生利用を行う者、再生利用の用に供する施設が基準を満たしている必要があります。

(くわしくは、P. 65 環境省の出先機関：北海道地方環境事務所にお問い合わせください。)

○ 知事による指定制度

[規則9条及び10条の3関係]

再生利用されることが確実であると認められる廃棄物について、そのもののみの処理を行う場合、知事が指定します。(政令市における取扱いは、個別に照会してください。)

【再生利用の一般指定】

知事が政令市以外の地域において、再生利用することができるものとして指定したものであり、産業廃棄物処理業の許可は必要ありません。

ただし、委託契約の締結は必要です(産業廃棄物管理票の交付を受ける必要はありません。)

産業廃棄物の種類	再生利用の方法
1 有機性汚泥(有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。)	たい肥としての利用又は肥料の製造
2 廃油(特別管理産業廃棄物を除く。)	燃料としての利用又は再生油の製造
3 廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
4 木くず(建設業に係るもの[新築、改築及び除去に伴って生じたものに限る。]並びに木材又は木製品の製造業[家具の製造業を含む。]、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。)	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
5 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
6 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	たい肥としての利用

【再生利用の個別指定】

一般指定された産業廃棄物以外の産業廃棄物を再生利用(上表左欄の産業廃棄物を右欄以外の方法で再生利用する場合を含む)するときは、知事の個別指定を受けることによって、産業廃棄物処理業の許可を受けずに収集運搬や処分(再生利用)が行えます。

再生利用については、その利用によって生活環境の保全上支障が生じないことが確実であるとともに、各種の品質基準等に適合するなど、資材等として利用することが適当なものでなければ認められません。